

大阪市規則第106号

大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（受給資格者の申出による費用の徴収等） 第4条 法<u>第21条第1項</u>に規定する方法による費用の徴収は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園の<u>保育料</u>のうち、<u>次項</u>の申出の時点までに本市に支払うべきものについて行うものとする。 [削る] [削る]	（受給資格者の申出による費用の徴収等） 第4条 法第21条第1項（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第9条の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する方法による費用の徴収は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園の<u>保育料</u>（以下「幼稚園保育料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用（以下「私立保育所保育料」という。）のうち、<u>第4項</u>の申出の時点までに本市に支払うべきものについて行うものとする。 <u>2</u> 法第21条第1項に規定する方法により徴収する費用が同一の受給資格者（法第8条第1項に規定する受給資格者をいう。次条において同じ。）について複数ある場合には、徴収の順序は、私立保育所保育料、幼稚園保育料の順とする。 <u>3</u> 法第21条第2項に規定する方法による支

2・3 [略]

[削る]

払は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第6項各号に定める費用（本市が設置する保育所から子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育又は同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた乳児又は幼児に係るものに限る。）のうち、次項の申出の時点まで本市に支払うべきものについて行うものとする。

4・5 [同左]

（特別徴収の方法による私立保育所保育料の徴収）

第5条 子ども・子育て支援法施行令附則第9条の規定により読み替えられた法第22条第1項に規定する方法による私立保育所保育料の徴収は、1の支給要件児童（法第7条の認定を受けた受給資格に係る法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）について、当該支給要件児童に係る私立保育所保育料を支払うべき扶養義務者である受給資格者が支払を受ける児童手当の法第8条第4項本文に規定する支払期月の2月前の月の月分の私立保育所保育料の納期限（大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）第11条第1項に定める納期限をいう。）の翌日において、当該支払期月の13月前の月から当該支払期月の2月前の月までの各月分の当該支給要件児童に係る私立保育所保育料（当該受給資格者が支払うべきものに限る。）のうち3月分以上の私立保育所保育料が支払われていない場合において、当該支

払期月（次項において「支払期月」という。）
に当該受給資格者に対し当該支給要件児童
に係る児童手当の支払をする際に行うもの
とする。ただし、市長が特別の事由がある
と認めるときは、この限りでない。

2 前項の徴収は、次の各号に掲げる同項の
1 の支給要件児童に係る児童手当の区分に
応じ、当該各号に定める月の月分の当該支
給要件児童に係る私立保育所保育料につい
て行うものとする。

(1) 支払期月の属する年の4月及び5月の
月分の児童手当 支払期月の属する年の
5月

(2) 支払期月の属する年の6月及び7月の
月分の児童手当 支払期月の属する年の
7月

(3) 支払期月の属する年の8月及び9月の
月分の児童手当 支払期月の属する年の
9月

(4) 支払期月の属する年の10月及び11月の
月分の児童手当 支払期月の属する年の
11月

(5) 支払期月の属する年の前年の12月及び
その翌年の1月の月分の児童手当 支払
期月の属する年の1月

(6) 支払期月の属する年の2月及び3月の
月分の児童手当 支払期月の属する年の
3月

(委任)

第5条 [略]

(本市職員に関する特例)

第6条 [略]

(委任)

第6条 [同左]

(本市職員に関する特例)

第7条 [同左]

2 本市職員に関する法の施行については、 第3条及び第4条の規定は適用しない。 (徴収員証及び差押え等従事職員の証の提示等) <u>第7条</u> [略] (施行の細則) <u>第8条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。ただし、本市職員に関する事項については、総務局長（第5条各号に掲げる者については、その者の所属する局の長又は教育委員会）が定める。	2 本市職員に関する法の施行については、 第3条から第5条までの規定は適用しない。 (徴収員証及び差押え等従事職員の証の提示等) <u>第8条</u> [同左] (施行の細則) <u>第9条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。ただし、本市職員に関する事項については、総務局長（第6条各号に掲げる者については、その者の所属する局の長又は教育委員会）が定める。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）において受けた保育に係る私立保育所保育料（同条第4項の規定により徴収する費用をいう。以下同じ。）に係る子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第9条の規定により読み替えられた児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条第1項に規定する方法による徴収については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に本市が設置した保育所において受けた特定教育・保育（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特別利用保育（同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第6項各号に定める費用に係る児童手当法第21条第2項に規定する方法による支払については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に特定保育所において受けた保育に係る私立保育所保育料に係る子ども・子育て支援法施行令附則第9条の規定により読み替えられた児童手当法第22条第1項に規定する方法による徴収については、なお従前の例による。